

## **仕組債の取引に係るご注意**

本仕組債は、デリバティブ取引に類するリスク特性を有しています。そのため、法令・諸規則等により、商品内容や想定される損失額等について十分にご説明することとされています。

※ 商品内容や想定される損失額等について、説明を受けられたか改めてご確認ください。

弊社によるご説明や、本仕組債の内容等を十分ご理解の上、お取引いただきますようお願いいたします。

お取引内容及び商品に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、お取引店までお申し出ください。なお、お取引についてのトラブル等は、以下のADR<sup>(注)</sup>機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

〔 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター  
電話番号 0120-64-5005 (フリーダイヤル) 〕

(注) ADR とは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

**「国際金融公社 2024年2月27日満期  
円建 早期償還条項付  
日経平均株価・S&P500 複数指数連動債券」  
の契約締結前交付書面**

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、「国際金融公社 2024年2月27日満期 円建 早期償還条項付 日経平均株価・S&P500 複数指数連動債券」(以下「本債券」といいます。)のお取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

○本債券のお取引は、主に売出しの取扱いや当社が直接の相手方となる方法により行います。

○本債券の利率は、当初3ヵ月間の利息期間については固定利率が適用されますが、それ以降の利息期間については利率判定評価日の日経平均株価終値及びS&P500終値により変動します。また、早期償還評価日の日経平均株価終値及びS&P500終値が早期償還判定水準以上の場合はその直後の利払日に額面金額100%で早期償還されます。さらに、早期償還されず、かつ観察期間中の日経平均株価終値とS&P500終値のうち少なくとも一方が一度でもノックイン判定水準以下になった場合、満期償還額は、償還額算出対象指数の最終参照指数(満期償還日の15共通予定取引日前の日である最終評価日の最もパフォーマンスの低い参照指数の終値)に連動します。したがって、満期償還額は、日経平均株価及びS&P500の水準の動向によっては投資元本を大きく割り込むおそれがありますが、額面金額を上回ることはありません。

○本債券は、日経平均株価及びS&P500の水準、金利水準の変化や発行者の信用状況の変化に対応して価格が変動すること等により、損失が生じるおそれがありますのでご注意ください。

## 手数料など諸費用について

- 本債券を売出しや当社との相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます（購入対価に別途、経過利息をお支払いいただく場合があります。）。

## 本債券の主なリスク要因

### 金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動などにより損失が生じるおそれがあります

- 本債券の流通市場は確立されておらず、途中売却できる保証はありません。仮に途中売却できた場合でも本債券の市場価格は、日経平均株価及び S&P500 の水準、市場の金利水準等の変化に対応して変動しますので、売却損が生じる場合があります。したがって、満期償還まで保有することを前提に本債券への投資を行なう必要があります。
- 期中に早期償還の適用を受けず、かつ観察期間中の日経平均株価終値又は S&P500 終値が一度でもロックイン判定水準以下になった場合、本債券の満期償還額は、償還額算出対象指数の最終参照指数に連動し、償還額算出対象指数の最終参照指数が当初参照指数を下回った場合には、額面金額を下回ることになります。したがって、満期償還額は、日経平均株価及び S&P500 の水準の動向によっては投資元本を大きく割り込むおそれがありますが、額面金額を上回ることはありません。また、満期償還額に加え、本債券の利率も2019年8月27日以降の各利払日については、利率判定評価日の日経平均株価終値及び S&P500 終値により適用される利率が変動するため、本債券を途中売却する場合、売却時の日経平均株価及び S&P500 の水準によっては売却損が生じるおそれがあります。
- 金利水準は、中央銀行等が決定する政策金利、市場金利の水準（例えば、既に発行されている債券の流通利回り）や金融機関の貸出金利等の変化に対応して変動します。

### 発行者の業務または財産の状況の変化等によって損失が生じるおそれがあります

- 発行者の信用状況に変化が生じた場合、市場価格が変動することによって売却損が生じる場合があります。
- 発行者の信用状況または業務もしくは財産の状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生じるリスクがあります。

なお、金融機関が発行する債券は、信用状況が悪化して破綻のおそれがある場合等には、発行者の本拠所在地国の破綻処理制度が適用され、所管の監督官庁の権限で、債権順位に従って元本や利子の削減や株式への転換等が行われる可能性があります。ただし、適用される制度は発行者の本拠所在地国により異なり、また今後変更される可能性があります。

### 一定の条件が満たされた場合、早期償還されるおそれがあります

- 本債券は、早期償還評価日の日経平均株価終値及び S&P500 終値が早期償還判定水準以上の場合、直後の利払日において額面金額100%で早期償還されます。本債券が早期償還された場合、満期償還日までに受領するはずであった利息を受領することができなくなります。さらに、その償還金額を再投資した場合に、早期償還が

なされない場合に得られる本債券の利息と同等の利回りを得られない可能性があります。早期償還判定水準は初回は当初参照指数の105%、以降は早期償還評価日ごとに当初参照指数に乗じる割合が1.0%ずつ逡減した水準となります。

### 本債券のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

- 本債券のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

## 本債券の概要

発行者	国際金融公社
発行形態	グローバル・ミディアム・ターム・ノート・プログラム
発行額	86億2,000万円
額面金額	100万円
発行日	2019年2月27日
満期償還日	2024年2月27日
参照指数	日経平均株価、S&P500
参照指数終値	評価時刻現在の各参照指数の水準
当初参照指数	当初参照指数決定日の各参照指数終値
最終参照指数	最終評価日における各参照指数終値
償還額算出対象指数	参照指数のうち、パフォーマンスの低い方の参照指数
パフォーマンス	最終参照指数 ÷ 当初参照指数
ノックイン判定水準	日経平均株価: 当初参照指数 × 60% S&P500: 当初参照指数 × 60%
利率判定水準	日経平均株価: 当初参照指数 × 80% S&P500: 当初参照指数 × 80%
当初参照指数決定日	発行日(但し、市場障害事由などが起きた場合は調整される)
共通予定取引日	すべての参照指数について予定取引日である日
予定取引日	日経平均株価については東京証券取引所、大阪取引所がそれぞれの通常取引セッションでの取引を行う予定の日、S&P500についてはスポンサーが参照指数の水準を公表し、かつシカゴ・マーカンタイル取引所が通常取引セッションでの取引を行う予定の日。
スポンサー	日経平均株価: 株式会社日本経済新聞社 S&P500: S&P ダウ・ジョーンズ・インデックス・エル・エル・シー
評価時刻	日経平均株価: 東京証券取引所の予定終了時刻 S&P500: スポンサーによって参照指数の公式の終値が計算され、公表される時刻
観察期間	各参照指数につき、当初参照指数決定日の評価時刻から最終評価日の評価時刻まで

満期償還額	<p>①早期償還されず、かつ観察期間中のすべての参照指数終値が常にノックイン判定水準を上回った場合  <math>\text{額面金額} \times 100\%</math></p> <p>②早期償還されず、かつ観察期間中のいずれかの参照指数終値が一度でもノックイン判定水準以下になった場合  <math>\text{額面金額} \times (\text{償還額算出対象指数の最終参照指数} \div \text{償還額算出対象指数の当初参照指数})</math>  <u>*ただし、額面金額を上回ることはありません。</u></p>														
利率	<p>当初3か月間は年3.00%、以降満期償還日までは、</p> <p>① 利率判定評価日のすべての参照指数終値が利率判定水準以上の場合  <math>\text{年}3.00\%</math></p> <p>② 利率判定評価日のいずれかの参照指数終値が利率判定水準未満の場合  <math>\text{年}0.10\%</math></p>														
利率判定評価日	2019年8月27日以降の各利払日の15共通予定取引日前の日														
利払日	2019年5月27日をはじめとする毎年2月、5月、8月及び11月の27日														
利払い及び償還通貨	日本円														
早期償還条項	<p>早期償還評価日におけるすべての参照指数終値が早期償還判定水準以上の場合、直後の利払日に額面金額100%で早期償還されます。</p> <table border="0"> <tr> <td>早期償還日が到来する月</td> <td>早期償還判定水準</td> </tr> <tr> <td>(第1回)2019年5月</td> <td>当初参照指数×105%</td> </tr> <tr> <td>(第2回)2019年8月</td> <td>当初参照指数×104%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">:</td> <td style="text-align: center;">:</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">※以降の早期償還評価日で用いる早期償還判定水準は当初参照指数に乘じる割合が1.0%ずつ逡減します。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">:</td> <td style="text-align: center;">:</td> </tr> <tr> <td>(第19回)2023年11月</td> <td>当初参照指数×87%</td> </tr> </table>	早期償還日が到来する月	早期償還判定水準	(第1回)2019年5月	当初参照指数×105%	(第2回)2019年8月	当初参照指数×104%	:	:	※以降の早期償還評価日で用いる早期償還判定水準は当初参照指数に乘じる割合が1.0%ずつ逡減します。		:	:	(第19回)2023年11月	当初参照指数×87%
早期償還日が到来する月	早期償還判定水準														
(第1回)2019年5月	当初参照指数×105%														
(第2回)2019年8月	当初参照指数×104%														
:	:														
※以降の早期償還評価日で用いる早期償還判定水準は当初参照指数に乘じる割合が1.0%ずつ逡減します。															
:	:														
(第19回)2023年11月	当初参照指数×87%														
早期償還日	2019年5月27日から2023年11月27日までの各利払日														
早期償還評価日	各早期償還日の15共通予定取引日前の日														
最終評価日	満期償還日の15共通予定取引日前の日														

### 本債券に係る金融商品取引契約の概要

当社における本債券のお取引については、以下によります。

- ・ 本債券の売出しの取扱い
- ・ 当社が自己で直接の相手方となる売買

### 本債券に関する租税の概要

日本の税務当局は本債券に係る課税上の取扱いを明確にしていますが、日本の税法上、本債券は公社債としてみなされ、以下のとおり取扱われるものと考えられます。なお、税制が改正された場合等は、以下の内容が変更になる場合があります。詳細につきましては、あらかじめ税理士、所轄の税務署等にお問い合わせください。

### [個人のお客様]

- ・ 本債券の利子については、利子所得として申告分離課税の対象となります。外国源泉税が課されて

いる場合は、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収されます。この場合には、確定申告により外国税額控除の適用を受けることができます。

- ・本債券の譲渡益及び償還益は、上場株式等に係る譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。
- ・本債券の利子、譲渡損益及び償還損益は、上場株式等の利子、配当及び譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。

#### [法人のお客様]

- ・本債券の利子、譲渡益、償還益については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されません。
- ・本債券の利子に外国源泉税が課税された場合には外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収され、申告により外国税額控除の適用を受けることができます。

### 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において本債券のお取引を行う場合は、以下によります。

- ・本債券のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。さらに、本債券の商品内容やリスク要因等を十分ご理解いただいた上で投資確認書を差入れていただきます。
- ・お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部又は一部(前受金等)をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預けいただきます。
- ・ご注文にあたっては、銘柄、売り買いの別、数量、価格等お取引に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、お取引ができない場合があります。また、注文書をご提出いただく場合があります。
- ・ご注文いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書をお客様にお渡しいたします(郵送又は電磁的方法による場合を含みます。)

### 当社の概要

商号等	SMBC日興証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号
本店所在地	〒100-8325 東京都千代田区丸の内3-3-1
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、 一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金	100億円(平成30年12月末現在)
主な事業	金融商品取引業
設立年月	平成21年6月
連絡先	0120-374-250(受付時間:平日8:30~17:30) またはお取扱い店にご連絡ください。

### その他留意事項

本債券の発行者が、日本証券業協会のホームページ(<http://www.jsda.or.jp/shiraberu/foreign/megara.html>)に掲載している外国の発行者に該当する場合は、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されています。

## <<日経平均株価・S&P500 複数指数連動債券の損益シミュレーション>>

本シミュレーションは、「国際金融公社 2024年2月27日満期 円建 早期償還条項付 日経平均株価・S&P500 複数指数連動債券」（以下、『本債券』といいます。）について満期償還額、期中価格の変動のイメージを示したものです。

本シミュレーションは当初日経平均株価が20,800円、当初S&P500が2,700pt、債券購入価格が額面の100%として試算しております。尚、最終評価日において日経平均株価終値が20,800円以上かつS&P500終値が2,700pt以上の場合は全て額面償還となります。

### 【ヒストリカルデータ】

以下は、各参照指数の終値のヒストリカルデータです。以下の観測期間（データのない期間を除く）における各参照指数の最大値から最小値への変動率を記載しております。

参照指数	最大値		最小値		変動率	観測期間	
						開始日	終了日
日経平均株価	24,270.62	(2018年10月2日)	7,054.98	(2009年3月10日)	70.9%	2002年1月1日	2019年2月12日
S&P500	2,930.75	(2018年9月20日)	676.53	(2009年3月9日)	76.9%	2002年1月1日	2019年2月12日

(データ出所 プルームバーグ)

### 【ヒストリカルデータによる想定損益】

#### ① 満期償還時の想定損失額

本債券はいずれかの参照指数終値が、観察期間中に一度でもロックイン判定水準以下となり、その後早期償還せず、最終評価日を迎えた場合は、満期償還時の償還額は償還額算出対象指数（※）の最終参照指数によって変動します。

最終評価日における償還額算出対象指数の最終参照指数が、上記ヒストリカルデータの最も大きな変動率と同様に条件決定時の参照指数の水準から76.9%下落したと仮定した場合、満期償還時における本債券の想定損失額は額面100万円に対して76.9%相当の769,000円となります。従って、この場合の想定償還額は、額面100万円に対して231,000円となります。

(※) 償還額算出対象指数とは、参照指数のうち、最もパフォーマンス（最終参照指数÷当初参照指数）の低い指数をいいます。

想定損失額	想定償還額	損失率
▲769,000円	231,000円	▲76.9%

#### ② 途中売却時の想定損失額

本債券を途中売却する場合、売却時の参照指数の水準、ボラティリティ（※）及びその他の要因により、受取額が変動します。

本債券の発行直後に、各参照指数のボラティリティ及びその他の金融指標等が同値で、ヒストリカルデータ上最も変動率が大きい参照指数（S&P500）の水準のみが、約定時の水準より76.9%下落したと想定した場合の途中売却時の想定損失額は、額面100万円に対して77.8%相当の778,000円となります。従って、この場合の想定受取額は、額面100万円に対して222,000円となります。

(※) ボラティリティとは参照指数の価格変動率の大きさを表す数値のことをいいます。

想定損失額	想定受取額	損失率
▲778,000円	222,000円	▲77.8%

## 【損益シミュレーションによる想定損益】

### ① 満期償還時の想定損益額

本債券はいずれかの参照指数の終値が、観察期間中に一度でもノックイン判定水準以下となり、その後早期償還せず、最終評価日を迎えた場合は満期償還時の償還金額は償還額算出対象指数の最終参照指数により、以下の損益が生じることが想定されます。

尚、償還額算出対象指数の最終参照指数が当初参照指数以上の場合は額面償還となります。

償還額算出対象指数の最終参照指数水準 (償還額算出対象指数の当初参照指数対比)	満期時償還割合	想定損益額 (額面100万円当り)
0.0%	0.0%	▲1,000,000円
20.0%	20.0%	▲800,000円
40.0%	40.0%	▲600,000円
60.0%	60.0%	▲400,000円
80.0%	80.0%	▲200,000円
100.0%	100.0%	0円
110.0%	100.0%	0円
120.0%	100.0%	0円

### ② ボラティリティの変化と想定損益額

以下のシミュレーションは、発行直後に各参照指数のボラティリティに一律の変化があった場合の債券価格の変化（損益率）及び想定損益額を示しています。

変動項目	変動幅	損益率	想定損益額 (額面100万円当り)
ボラティリティ	10%上昇	▲10.7%	▲107,000円
	20%上昇	▲15.0%	▲150,000円

※残存年数の変化によって価格変動のイメージは異なります。

## 【ご留意点】

・本債券の発行条件は確定しておらず、本シミュレーションは想定レベルを設定した上での試算である為、実際の取引条件とは異なります。よって本シミュレーションの結果は、本債券の実際の満期償還額、時価あるいは売却価格とは異なります。

・上記の各計算値は、すべて概数です。また、想定損益額や想定償還額等は、額面100万円当りの金額を記載しております。

・各損失額は、将来における実際の損失額を示すものではありません。市場環境次第では、実際の損失額が想定損失額を大きく上回る可能性があります。また、試算の前提と異なる状況となる場合、シミュレーション以上の損失を被るおそれがあります。

・本債券の流通市場は確立されておらず、途中売却できる保証はありません。仮に途中売却できた場合でも本債券の市場価格は各参照指数の水準、市場の金利水準等の変化に対応して変動しますので、売却損が生じる場合があります。したがって、満期償還まで保有することを前提に本債券への投資を行う必要があります。

・実際の損失額は、売却時における本債券の流動性の状況や、発行者の信用力等の金融市場指標以外の変動要素や、途中売却に伴い発生する費用、その他残存期間の利回り水準等が影響するため、その影響の程度は予測できず具体的な金額を事前に記載することはできません。



## 金融商品取引法第37条（広告等の規制）にかかる留意事項

### 商号等

SMB C日興証券株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第2251号

### 手数料等について

本債券を購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます（購入対価に別途、経過利息をお支払いいただく場合があります。）。

### リスク等について

- ・本債券は、いずれかの参照指数の終値が観察期間中にノックイン判定水準以下となった場合、満期償還額が変動します。その場合には投資元本を割り込むことがあります、額面金額を上回ることはありません。
- ・本債券の市場価格は、各参照指数の水準、市場の金利水準等の変化に対応して変動します。したがって、償還日より前に換金する場合には市場価格での売却となりますので、売却損が生じる場合があります。
- ・発行者の業務または財産の状況の変化等によって損失が生じるおそれがあります。
- ・早期償還評価日の各参照指数の終値の動向によって満期前に早期償還する可能性があります。本債券が早期償還された場合、満期償還日までに受領するはずであった利息を受領することができなくなります。

### 当社が加入する協会等について

- ・日本証券業協会
- ・一般社団法人日本投資顧問業協会
- ・一般社団法人金融先物取引業協会
- ・一般社団法人第二種金融商品取引業協会

2019年2月

国際金融公社

2024年2月27日満期 円建 早期償還条項付 日経平均株価・S&P500 複数指数連動債券

本条件通知書（販売説明書の訂正事項分）

国際金融公社 2024年2月27日満期 円建 早期償還条項付 日経平均株価・S&P500 複数指数連動債券（以下「本債券」という。）に関する2019年2月付販売説明書および2019年2月付本条件通知書（販売説明書の訂正事項分）をもって本債券の販売説明書としますので、お申込みにあたっては、2019年2月付販売説明書および2019年2月付本条件通知書（販売説明書の訂正事項分）の両方の内容を必ずご覧のうえ、お申込みください。

販売説明書の訂正理由

本債券に関する2019年2月付販売説明書の記載事項のうち未定事項が決定されましたので、本条件通知書（販売説明書の訂正事項分）によりかかる事項を訂正するものであります。（訂正箇所には、下線を付しています。）

売 出 要 項

<前 略>

券 面 総 額	86億2,000万円（注1）
売 出 価 格 の 総 額	86億2,000万円（注1）
利 率	額面金額に対して、 (i) 2019年2月27日（当日を含む。）から2019年5月27日（当日を含まない。）までの期間： 年 3.00% (ii) 2019年5月27日（当日を含む。）から満期償還日または早期償還日（いずれも当日を含まない。）までの期間： (イ) 利率判定評価日のすべての参照指数の参照指数終値が関連する利率判定水準以上の場合 年 3.00% (ロ) 利率判定評価日のいずれかの参照指数の参照指数終値が関連する利率判定水準未満の場合 年 0.10%（注2）

(注1) 本債券のユーロ市場における発行総額は86億2,000万円です。

(注2) 本債券の付利は2019年2月27日から開始されます。利率判定評価日、参照指数、参照指数終値および利率判定水準の定義については下記「債券の要項」の中の「4.償還および買入れ（2）強制早期償還」を参照下さい。

<後 略>

## 債券の要項

### 3. 本債券の利息

<前 略>

適用利率の決定

本債券の利率は以下に従って決定される。

- (1) 固定利率：2019年2月27日（当日を含む。）から2019年5月27日（当日を含まない。）までの期間（以下「固定利息期間」という。）については、年率3.00%。すなわち、各本債券につき、2019年5月27日（以下「固定利払期日」という。）に、その日（当日を含まない。）までの利息として、7,500円が後払いされる。
- (2) 変動利率：2019年5月27日（当日を含む。）から満期償還日（当日を含まない。）までの期間（以下「連動利息期間」という。）については、2019年8月27日を初回とし満期償還日を最終回とする利払期日（以下「連動利払期日」という。）に、各連動利払期日（当日を含まない。）までの3ヶ月間の期間についての利息（以下「連動利息額」という。）が後払いされる。各利息期間に適用される利率および各連動利払期日に支払われる各本債券の利息額は、計算代理人（下記「4.償還および買入れ」に定義される。）の単独の裁量により以下に従って決定される。
  - (i) 関連する連動利払期日直前の利率判定評価日のすべての参照指数の参照指数終値が関連する利率判定水準以上の場合、関連する利息期間に適用される利率は、年率3.00%とし、かかる連動利払期日に支払われる連動利息額は、各本債券につき、7,500円とする。

<後 略>

### 4. 償還および買入れ

<前 略>

#### (2) 強制早期償還

<中 略>

用語の定義

<中 略>

「計算代理人」とは、ジェー・ピー・モルガン・チェース・バンク・エヌ・エイまたはその承継人をいう。計算代理人が行うすべての決定は、明白な誤謬がある場合を除き、最終的なものであり、発行者および本債権者を拘束する。計算代理人は、すべての決定を誠実にかつ商業的に妥当な方法で行う。かかる決定は、実務上可能な限り早く、発行者および包括代理人に通知される。

<中 略>

#### ■ 利益相反

ジェー・ピー・モルガン・チェース・バンク・エヌ・エイは、本債券の計算代理人となるとともに、IFC が本債券に基づく債務をヘッジするために締結する関連するスワップ取引のカウンターパーティーにもなる。このようなジェー・ピー・モルガン・チェース・バンク・エヌ・エイの複数の役割および責任には利益相反のおそれがある。例えば、発行日において、関連するスワップ取引に基づきジェー・ピー・モルガン・チェース・バンク・エヌ・エイがIFC に対して支払うべき金額は、IFC が本債券に基づき支払うべき金額と同様に計算される見込みである。その結果、ジェー・ピー・モルガン・チェース・バンク・エヌ・エイが本債券の計算代理人としてその裁量により行う決定は、ジェー・ピー・モルガン・チェース・バンク・エヌ・エイが関連するスワップ取引に基づき支払うべき金額に影響を与え、かかる決定にあたり、ジェー・ピー・モルガン・チェース・バンク・エヌ・エイは本債券の所持人の経済的利益と相反する経済的利益を有する可能性がある。本債券の所持人は、IFC が本債券に基づく債務をヘッジするためにスワップカウンターパーティーとしてのジェー・ピー・モルガン・チェース・バンク・エヌ・エイとの関連するスワップ取引を締結するが、関連するスワップ取引に基づくIFC の権利義務は本債券に基づく権利義務とは独立したものであって、本債券の所持人は関連するスワップ取引またはこれに基づきIFC が受ける可能性のあるいかなる支払についても利益を有さないことを理解している。

<後 略>

以上